

平成26年3月策定

平成30年4月改定

平成31年2月改定

令和元年7月改定

令和2年6月改定

令和3年4月改定

令和4年4月改定

令和5年4月改定

令和6年4月改定

令和7年4月改定

岐阜市立鏡島小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

ここに定める「鏡島小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認したり、アンケートや教育相談等を活用して情報を集めたりして、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、岐阜市（教育委員会）又は「学校いじめ防止対策推進会議」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応**する。

(4) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、人間として絶対に許されない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、児童たちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

1 どの子も全力で応援する →誰も一人ぼっちにさせない

2 いつでもどんな相談も聞く →どんなことも受け止める

3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する

→いじめはみんなで必ず止める

4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう

→直ちに問題解決に立ち上がる。

（「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」、「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえ、自校の基本的な考え方）

(6) 保護者の責務等

・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行う。

- ・いじめに関する相談を受けたら、その日のうちに具体的に動き、すぐさま問題が解決しなくとも粘り強く取り組む。
- ・いじめが解消したと即断することなく、被害児童が心身の苦痛を感じていないかに十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら継続的に見届ける。
- ・仲間とのつながりをつくる学級経営に取り組み、「仲間とともにトラブルを乗り越える」「いじめが止められる仲間関係」「誰かとつながっている仲間関係」を重点に、すべての教職員が「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。

児童に示す約束

- ・困ったり悩んだりしたりすることがある時は、担任でなくても一番相談しやすい先生に相談すること。
- ・先生たちは相談されたら、すぐにその対応のため動き出すこと。

- ・保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・学び合い学習（協同学習）を推進し、全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかる」「できる」を保障する授業を行い、児童の自己肯定感を高められるように努める。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、良さを認め合う学級経営・教科指導を充実する。
- ・仲間同士の温かな関係を築かせるため、「あいさつ運動」の活動や各委員会の取組など、児童会活動を中心に、児童自身に自分たちができることを考えさせ、主体的に活動できるように支援する。
- ・各学年で発達段階に合わせた良さ見つけの時間を学級づくりに位置づけ、児童の自己有用感を高められるように努める。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・毎月3日には、いじめを見逃さない日「いきいき鏡島っ子の日」を、7月には、「いじめ防止強化週間」を位置付ける。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ・人権教育において、仲間に積極的に関わりながら「自他の生命を尊重できる力」・「誘惑に負けず勇気をもって正しく行動する力」・「自己を振り返り自己を見つめる力」を育てる。それによって、いじめに対して敏感な「認識力」「行動力」「自己啓発力」を養う。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解して望ましい人間関係を築くことができるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動、望ましい人間関係を築く取組（ピアサポート・SEL）、認め・価値付け（学級通信。朝の会・帰りの会の充実）児童の声に耳を傾ける体制づくり、ここたんの活用を意図的に取り入れ充実を図る。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に「命を大切にすること」・「他を思いやる心」・「自律の心」・「確かな規範意識」等が育つ道徳教育の充実を図る。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・特別活動等での体験的な活動、道徳教育等において、「生命の尊厳への理解」を大切にする指導を行う。
- ・児童会主体のひびきあい週間の取組において、全校異学年交流で良さ見つけを行い、自己肯定感や自己有用感を高めるよう取り組む。
- ・ブロック人権研修、校内研修等において、教職員の人権感覚を高めるよう取り組む。
- ・毎月3日のいじめを見逃さない日を「いきいき鏡島っ子の日」として、いじめ防止に取り組む。7月には、「いじめ防止強化週間」に取り組む。

(4) 全ての教育活動を通した指導

- ・教育活動全体を通じて、学校教育目標である「ふれあい 考え やりぬく 鏡島の子」を具現化することに努め、その営みのすべてがいじめ防止につながることを全教職員で共通認識して取り組む。
- ・豊かな仲間づくりを進め、児童が仲間同士で支え合う学校づくりをめざす。
- ・あらゆる機会を捉え、「児童の自己肯定感を高めること」「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」を心がけた指導に努め、児童の自己指導能力の育成をめざす。
- ・役割（係・当番）活動、清掃活動等、日常生活の中で児童の活躍の場を設定する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導を徹底するために、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、インターネットを介してなされる誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導（警察、専門家等の外部講師等による研修）を充実する。とくに、道徳の授業やPTAの集まりを利用し、使用状況を把握したり、課題を洗い出したりしていく。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

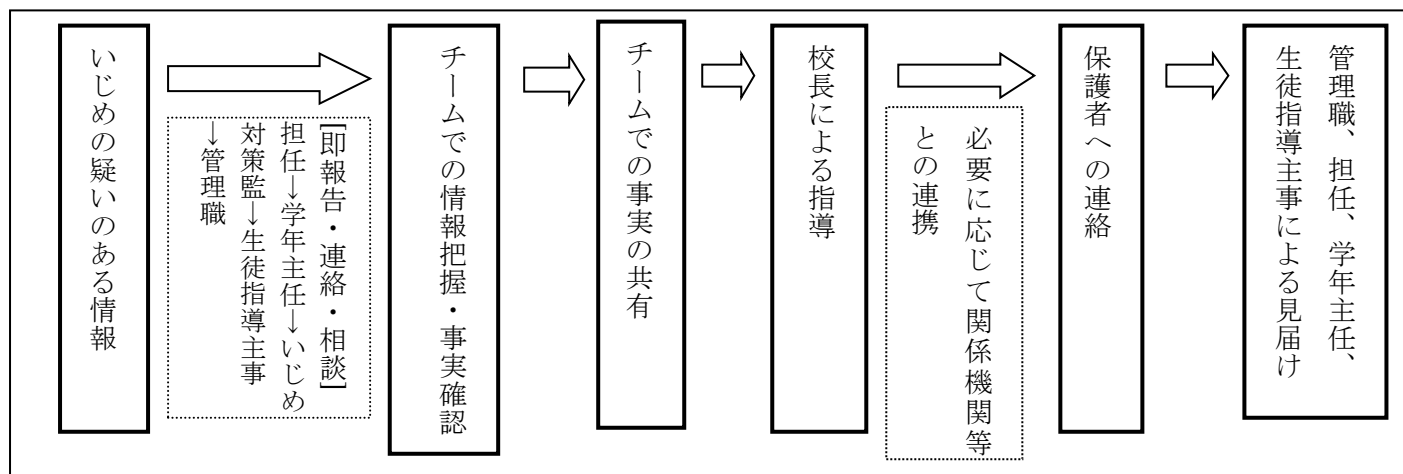
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実させ、傍観者にならない意思をもたせる。
- ・スクールカウンセラーと連携し講話を依頼するなどし、傍観者にならない、いじめに立ち向かう力の育成に努める。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、ここタンの継続的な運用、チェックシートの活用、いじめ・情報提供アンケートなどの定期的な調査の実施、回答しやすい環境整備（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知）等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に情報共有をして、組織的な対応を行う。
- ・困っていることを発信しやすい環境整備として、仲間関係の変化に対応した時期に年3回のアンケートの実施を位置付け、学年通信等で周知する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

<いじめ事案の対応の流れ>



- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、学校いじめ防止等対策推進会議で各学校の状況等を確認し、本校における対策を検討する。
- ・いじめ対策監による校内巡視を実施し、早期発見に努め、迅速かつ組織的に対応する。
- ・スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手だて）をする。
- ・学級担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さず、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にした教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(5) 教職員の研修の充実

- ・「いじめ防止 これだけは！」（平成24年9月 岐阜県教育委員会）、「教育相談 これだけは！」（平成25年9月 岐阜県教育委員会）、「不登校の未然防止 これだけは！」（平成25年3月 岐阜県教育委員会）といった各種啓発資料等を活用したり、「いじめ防止6時間プログラム」や他校における実践事例や問題発生事例などを参考にしたりして、一人一人の教職員がいじめの予防や対応ができるように校内研修を充実する。
- ・子どもたち自らが人間関係を形成し、いじめ・不登校などの問題に主体的に取り組む集団をつくる能力を身に付けさせることを目的とした温かな仲間作りのための指導法についての研修を教師自身が開発する。
- ・いじめやいじめに繋がるような事案があった際には、組織的対応を徹底（学校組織で判断、情報共有）し、その事案から生きた教訓を学び、さらにその教訓を意識し続けるなど、教職員の継続的な研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・保護者からの欠席連絡および遅刻・早退については正確に所在を確認する対応を全職員で行うことによ

り、児童の安全に配慮する。

- ・学級担任は、いじめに繋がるような様子がある児童の保護者へは、家庭訪問や個人懇談を含めた連絡を積極的に行い、協力関係を確立するよう努める。
- ・いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりに努め、被害者側が安心感を確保できるよう、また、加害者側の児童の心の成長を見届ける。

(7) 関係機関等との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・いじめが疑われる事案については、教育委員会へ直ちに報告し、関係諸機関との情報共有や支援、指導の際の連携は、いじめに関する問題の有無に関わらず、日常的な情報伝達や連絡を維持するように努める。とくに教育委員会や子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）、子ども相談センター、こどもサポートセンター、民生児童委員、警察署、スクールロイヤー、病院等との連携を欠かさないよう努める。また、必要に応じて協力を仰ぐ。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、岐阜市教育研究所のインターネット担当と連携し、保護者の協力を得ながら状況に応じて警察等と協力して、できる限り迅速に解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

（法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について）

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童等生徒及びその保護者の支援並びに加害児童等生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

学校職員：校長、(副校長)、教頭、生徒指導主事、いじめ対策監、(主任いじめ対策監)、学年主任、教育相談主任、人権主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、スクール相談員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

□児童生徒が自らいじめについて学び取り組む内容

- ・「良いこと見つけ」、「輝き見つけ」等
- ・「いじめを見逃さない日」の取組
- ・「いじめ防止強化週間」及び事前取組
- ・「いじめについて考える日」の実施とその取組
- ・いじめ問題を扱った道徳の授業
- ・ピア・サポートの取組、SEL、SST など

□児童生徒の実態把握のための取組

- ・いじめアンケート、情報提供アンケート等の実施
- ・教育相談、二者懇談の実施
- ・Wサポートプラン
- ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用

「鏡島小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
毎月	毎月3日いじめを見逃さない日「いきいき鏡島っ子の日」	
毎日	ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用	
4月	・第1回校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の内容検討・策定 ・職員研修の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・教師による「良いこと見つけ」（児童への視点の提示）	「方針」の確認
5月	・職員会（各学年の実態交流） ・いじめ・情報提供アンケート ・心の交流会で、対応方針の確認、教育相談の実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・児童会・学級委員会による「良いこと見つけ」（継続実施）	
6月	「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日） ・学校運営協議会（学校評議員会）で「方針」の説明 ・「いきいき鏡島っ子週間」	
7月	・「いじめについて考える日」7月3日 ・ネット犯罪（いじめ）被害防止教室 ・職員会（夏休みまでのいじめ防止の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	（・岐阜市生徒会サミット） ・職員研修（いじめ未然防止に関する研修会） ・第2回校内学校いじめ防止等対策推進会議（4～7月の評価）」の実施 ・ここたんへの対応	夏季休業中の指導
9月	・夏休み中の情報共有 ・学校運営協議会（学校評議員会）	

10月	・児童会が中心となり、前期の学校生活を見直す取組の実施 ・職員会（各学年の実態交流） ・「ひびきあいの日」に向けたいじめのない集団づくりの取組	あったか言葉活動等
11月	・ひびきあいの日、外部講師による人権に関わる講演会を視聴 ・児童会を中心とした「良いこと見つけ」の取組 ・いじめ・情報提供アンケート ・心の交流会で、対応方針の確認、教育相談の実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	
12月	・第2回「教職員の取組評価（自校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・第3回校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ防止の取組についての中間交流）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・いじめ・情報提供アンケート ・心の交流会で、対応方針の確認、教育相談の実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・ここたんへの対応	
2月	・第4回校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・学校運営協議会（学校評議員会）で「学校いじめ防止等対策推進会議」の報告	今年度のまとめ及び来年度の計画立案
3月	・第5回校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（1年間の振り返りと次年度の計画・検討） ・職員研修（1年間のいじめ防止の取組の振り返りと次年度の計画） ・児童会が中心となり、1年間の学校生活をふり返る取組。	第3回 県いじめ調査問題 行動調査(文科) 次年度へ引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「学校いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、把握した者は速やかに学年主任・いじめ対策監・管理職に報告し、直ちに校長の指導の下、複数の職員と情報共有し、関係学年及びフリー職員等で組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつついじめ防止等対策推進会議を設置するとともに組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。

- ・いじめを受けた児童に対しては、3 か月は、校長やいじめ対策監、担任が声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童の心のケアを行い、本人・周囲・保護者への確認をするなど、継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2)「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署（岐阜中・岐阜南警察署）に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組に関すること
 - ② いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
（「いじめの重大事態の長に関するガイドライン」令和6年8月改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。